

言、初音、小歌、物言い、話、苟言、苟語、諫言などが用いられている。このことから、各器官の機能的な働きと密接な関係を有している語彙が用いられていることが考えられた。

⑦ 韓国語の【動・植物】において、植物よりは動物のほうが著しく多用されているという結果となった。猫、牛、豚、犬、馬などの家畜や人間の嫌悪の対象とされている蚤、南京虫、蚊など人間の身近に存在する動物が多数用いられていることが特徴と言えた。

以上のことから、ことわざを構成している語彙となり易い身体部位は【全身部】・【四肢部】・【胴体部】(内部器官)よりは、【頭部】(外部器官)である点が、日韓語に共通している。日本語は【形象・行為】を表わす語彙が、韓国語は【人間】を表わす語彙が最も多いことから、日本語は物事を観念的に捉え、韓国語は具体的に捉える傾向にあるといえる。このような特徴は、日本と韓国それぞれの地政的・歴史的背景の相違による、生活習慣や物の考え方など独特な文化からもたらされたものであると考えられる。日韓ことわざの異同の言語意識の違いについての理解が深まることにより、日本人と韓国人の社会・文化・価値観の違いの相互理解が進展することを期待したい。

注

- 1) 西尾寅弥『国文学 解釈と鑑賞』第64巻第5号、至文堂、1991、pp.19-25。
- 2) 차현실『언어와 여성의 사회적 지위 (言語と女性の社会的地位)』태학사、1999、pp.159-229。

参考文献

1. 西尾寅弥『国文学 解釈と鑑賞』第64巻第5号、至文堂、1991。
2. 차현실『언어와 여성의 사회적 지위 (言語と女性の社会的地位)』태학사、1999。
3. 学図書辞書編集部『故事俗信ことわざ大辞典』、小学館、1982。
4. 정종진『한국의속담대사전』、태학사、2006。

竹島一件と安龍福問題

内藤正中

(元鳥取短期大学北東アジア文化総合研究所所長・島根大学名誉教授)

Takeshima Ikken and Ahn Yongbok

NAITO Seichu

キーワード：領土紛争 (territory disputes)

竹島=独島 (Takeshima Island)

日朝関係史 (history of Japan-Korea relation)

1はじめに

私が『竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史』（多賀出版刊、2000年）をまとめた当時は、竹島問題はそれほど注目されるものではなかった。そうした状況下で、鳥取県立博物館に未利用の史料があることを知ったのをきっかけにして、竹島問題を調べてみることにした。その後2005年に島根県議会が「竹島の日」条例を可決して以来、竹島問題は改めて全国的な関心を集めることになり、竹島をめぐる研究発表も活発に行われるようになった。

拙著は竹島問題研究の先駆的業績とみなされ、川上健三『竹島の歴史地理学的研究』（古今書院、1966年）、田村清三郎『島根県竹島の新研究』（島根県、1996年）などとともに、それなりの評価を与えられたが、新しい史料による新段階では、当然のことながら、研究の不十分さが指摘されるに至った。なかでも、池内敏『大君外交と「武威」』（名古屋大学出版会、2006年）、同「安龍福と鳥取藩」（『鳥取地域史研究』第10号、2008年）、朴炳涉『安龍福事件に対する検証』（韓国水産開発研究院、2007年）、同「安龍福事件と鳥取藩」（『北東ア

ジア文化研究』第29号、2009年)、宋炳基著・朴炳渉訳『竹島(独島)・鬱陵島歴史研究』(新幹社、2009年)などは、竹島問題研究の新段階を代表する研究というべきであろう。

これらの論考は、竹島問題研究を深化発展させる上で大きな役割を果たすものであったが、いずれの論著も意図的に取り上げていない問題がある。すなわち、来日した安龍福らに対する隠岐代官所や鳥取藩における厚いもてなしとの影響についてである。対馬藩では「質人」ということで罪人扱いをしたのにに対して、鳥取藩では「客人」の扱いであった。しかもその接遇は常例を越える内容であったというべきであったが、その何故かは問われないままになっている。

併せて竹島一件についての評価も再検討される必要がある。日朝交渉の終結を図る最終段階で、幕府老中は「軽く取扱う」とする趣旨を語っているが、それでもって竹島一件の全体を評価してよいというものではない。当然に日本側の出漁を「鮑取に參候迄」といって、漁業での利用権をめぐる問題に限定する考え方も一面的であり如何かと思われる。竹島一件については朝鮮側では「鬱陵島争界」と称して、鬱陵島(竹島)をめぐる領有権紛争であったとしていることも参考すべきであると思っている。

2 竹島一件とは何か

2008年2月に日本外務省は、北東アジア課がまとめた政策パンフレット『竹島—竹島問題を理解するための10のポイント』を発行した。竹島問題について、文書のかたちで外務省がその見解を表明したのは初めてである。同書については、拙著『竹島=独島問題入門—日本外務省「竹島」批判』(新幹社、2008年)を通じて全面的な批判をしている。それはともかくとして、同書での「竹島一件」についての記述は次の如くである。

「幕府の命を受けた対馬藩は、朝鮮に対し、同国漁民の鬱陵島への渡航禁制を要求する交渉を開始しました。しかしこの交渉は、鬱陵島の帰属をめぐって意見が対立し、合意を得るに至りませんでした。

対馬藩より交渉決裂の報告を受けた幕府は、1696年1月、朝鮮との友好関係を尊重して、日本人の鬱陵島への渡航を禁止することを決定し、これを朝鮮側に伝えるよう対馬藩に命じました。

この鬱陵島の帰属をめぐる交渉の経緯は、一般に『竹島一件』と称されています。

外務省は「鬱陵島の帰属をめぐって意見が対立し、合意を得るに至りませんでした」といっているものの、この説明の限りでは、「竹島一件」の本質を正しく理解することはできないと思っている。

もともと日本側から朝鮮国に対して、米子町人に幕府が認可していた竹島出漁の独占的な免許を保持しようとして、朝鮮人の竹島(鬱陵島)への出漁を禁止するということを、申し出た外交案件であった。外務省が述べている鬱陵島の帰属をめぐる意見の対立とは、対馬藩の横車によって提起された問題であり、この案件が結着するまでに3年を要した原因にもなっている。それは、鬱陵島を竹島と称して日本領にしようという無理難題を朝鮮側に認めさせようとしたことが、ここでの基本になる問題であった。対馬藩は鬱陵島を日本領としようとしたのである。そのことについては何らの言及もない今まで、鬱陵島の帰属をめぐって意見が対立したというだけでは、何のことかわからないし、さらに日本側が「友好関係を尊重」してなどと、あたかも朝鮮側に全面的に譲歩したかのようにいふのは誤っているというべきである。

この「竹島一件」について、詳細を明らかにしたのは池内敏である。朝鮮国との交渉を担当した対馬藩の記録である『竹島紀事』を活用した研究が、2006年に刊行した『大君外交と「武威」』である。同書で池内は、私などの先行研究が「現実の領土問題に従属させて検討する悪弊があった」として、「近世における竹島および周辺地域の利権をめぐる日朝間の係争」であったとする立場をとる。(前掲書 p.244)。

その当時の対馬藩は、鬱陵島を竹島と称して日本領にしようとしていた。そのため日本領の竹島とする立場で、朝鮮漁民の出漁をとがめ、朝鮮漁船の竹島への往来禁止を要求したのである。島と島の周辺海域における漁業にかかる利

権の前提にあるのは、島の領有権に他ならない。したがって、領有権の問題を棚上げして、漁業の利用権だけを切り離して議論するというのでは、問題の解明にはつながらないはずである。

日本で「竹島一件」と呼んでいるこの問題について、韓国では「鬱陵島争界」といって、領有権紛争であったことを明示する。韓国側の研究を代表するものとして、宋炳基著・朴炳渉訳『竹島（独島）・鬱陵島歴史研究』（新幹社、2009年）がある。

「幕府は1693年5月朝鮮人の竹島出漁禁止問題を朝鮮側と交渉するよう対馬藩に指示した。ところが対馬藩は朝鮮に送る最初の書類の冒頭から「日本國竹島」を強調し（1693年9月）執拗に竹島を日本領とする主張に固執し続けた。それは対馬が15世紀初期より画策してきた竹島の領有を実現しようとするものであり、同時に新たな領地を取得することが江戸（幕府）に功を立てる方策にもなるものであった。そのため対馬藩は鬱陵島を竹島と仮称して朝鮮漁民が出漁禁止を要請するなど、この島を横取りしようとしたのである」（前掲書 p.71）

「竹島一件」の経過の概略は次の如きものであった。

伯耆国米子の大谷船は日本海で竹島（鬱陵島）を発見し、村川家と共同で鳥取藩を通じて幕府に申請して、竹島での事業の排他的独占権ともいべき竹島渡航免許を1625年（寛永2）以来受けていた。

ところが1692年（元禄5）3月末、竹島で朝鮮漁民と競合する事件が発生、つづく1693年にも同様の事件が起った。このため村川船の船頭黒兵衛は、朝鮮人に対して「此島の儀、公方様より拝領仕り、毎年渡航いたし候島にて候」という立場で、朝鮮人が来島した理由を尋ねるとともに、二度とこの島に来て漁をしないようにときびしく叱ったという。このことについて鳥取藩から報告を受けた幕府は、朝鮮人が島から出てゆくといっているのであれば特に処することもないと回答して、その年は終った。

しかし翌年の1694年（元禄7）に大谷船が竹島に渡航してみると、島には朝

鮮人の小屋があつたので、そばにいた朝鮮人に、去年二度と竹島に来て漁をしないようにと申しつけたにもかかわらず、どうして来島したのか問い合わせた。そしてこのままでは竹島での漁ができなくなると憂慮した船頭黒兵衛は、朝鮮人2人を米子に連れて帰り、鳥取藩に竹島出漁に対する保護を訴え出した。

このため幕府は対馬藩に命じて、竹島への朝鮮人出漁禁止を朝鮮側に申し入れることになる。ところが対馬藩では、日本でいっている竹島は朝鮮領とされる鬱陵島と同一の島であるのか、竹島を朝鮮領と認めてきたのかどうか、幕府の見解はどうなのかという疑問をかかえたままで交渉に臨むことになる。

こうして鬱陵島を竹島と称して日本領とする説が対馬藩から主張される。すなわち、鬱陵島は秀吉による壬申倭乱以降現在に至るまで、朝鮮は支配権を放棄して日本領になったとする説である。もともと他国の島であっても、長期にわたって日本に属しておれば日本領となる。実効支配の有無によってその他の支配権が決まるという考え方である。鬱陵島と竹島は同一の島であり、日本領であるという立場から、幕府も竹島に朝鮮人が出漁することを禁止することとし、対馬藩に朝鮮との交渉を命じ、同年9月に正使を任命して釜山の倭館に派遣した。

朝鮮国の礼曹參判に宛てた文書には、「本国竹島」でひそかに漁業をしていることは朝鮮人には認められないことであり、自今竹島に漁船が行かないよう禁ずると抗議した。これに対して朝鮮側では11月に対応を協議し、「倭人、所謂竹島ハ即チ我ガ鬱陵島ナリ」としながらも、鬱陵島については「此三百年空棄ノ地、此ニ因リテ禍ヲ生シ好ヲ失センハ計ニ非サルナリ」という立場をとって、「貴界竹島」に行った漁民をわざわざ返還してくれたことは「隣好之誼、寔所欣感」と謝意するとともに、越境して漁採する者に対しては処罰すると述べていた。

ところが、文中に「弊境之蔚陵島」とあったことから、対馬藩はこの文言の削除を求めて、事態は新しい局面を迎える。1694年（元禄7）2月のことである。両国はともに竹島が蔚陵島であることは知った上で、朝鮮側では日本との善隣友好の関係は維持してゆこうという配慮から、「弊境蔚陵島」と「貴界竹島」が別の島であるかのような表現をしたのである。これをみた日本側では、「貴

界竹島」と記していることを幸いとして、蔚陵島の文言の削除を求めたのである。それは、竹島が日本領であることを朝鮮に認めさせようとしたことを意味する。

しかし朝鮮側は、この要求を受け入れなかった。対馬藩の使者は6月まで回答を待って釜山に滞在したが、回答がないままで帰国をせざるをえなかつた。一方の朝鮮側では、竹島と蔚陵島は同じであり、一島二名とする説が支配的となって、1695年（元禄8）2月に新しい回答書を作成して日本側に交付する。そこには「本是蔚陵島、而以其產竹、或稱竹島、比乃一島而二名也、一島二名之狀、非徒我國書籍之所記、貴州人示皆知之」、それにもかかわらず、「而今來書中、及以竹島爲貴國地方、欲令我國禁止漁船更往、而不論貴國人侵涉我境、拘執我民之失、豈不有缺於誠信之道乎」と記してあったのである。

対馬藩としては、「弊境之蔚陵島」の文言削除を要求したことにより、かえつて蔚陵島と竹島は一島二名であると指摘され、日本人が越境侵犯しているにもかかわらず、そのことを問題にしないで朝鮮人を拘束連行したことは、誠信の道に欠けると非難されたわけである。しかし対馬藩の使者は、要求の通り修正されるまでは書契を受け取ることはできないと拒否をつけ、朝鮮側も書契を拒否することは礼法を軽視するものだといって、対馬藩の申し出に応じなかつた。しかし対馬藩の国元は使者の多田与右衛門に帰国命令を発したので、多田は6月10日に朝鮮東萊府使に文書を送り、書契のなかで事実と異なっているところ4項目をあげて詰問した。

すなわち第1には、朝鮮は役人を派遣しているというが、未だ一度も島で役人に出会っていないのは何故か、第2に、竹島に渡った日本人が朝鮮に漂着して送還されたことが3度あるが、その時の書契には「犯越侵渉」を言わなかつたのは何故か、第3に、一島二名のことは日本人も知っているというが、それなら最初の回答書のなかで「貴界竹島、弊境蔚陵島」という文言を使ったのは何故か、第4に、82年前に磯竹島のことを聞いた時には、朝鮮の蔚陵島であると答え、荒廃しているとはいえた他の冒占を許さずといつてはいた。それにもかかわらず、78年前に竹島に出漁して朝鮮に漂着した時には日本人を処罰しなかつたのは何故か、という内容であった。

これに対して朝鮮側から回答が寄せられたが、対馬藩の使者は再度反論をまとめ、「開示不明」とする。こうして両国間の交渉は決裂状態となり、使者一行は「使事成ラザルヲ以テ」との理由から、朝鮮側が慣例として給付している倭館滞在費に相当する白米1,860石を受取ることを拒否して送り返した。このため朝鮮側では、「壬申ノ変不日作ラントス、人心波蕩シテ止泊スル所ナカリシ」という状況をつくるに至る。

ゆきづまったく交渉を開くため、対馬藩では藩主が幕府に出頭して指示を仰ぐことになる。すなわち、「元禄八乙亥年十月、天龍院公東武に観せらる。よりて幕府の執政阿部豊後守に稟するに、竹島の一欵、先太守使して論壇せしむるも、いま既に三年なり、彼國固く竹島を以て其の國の地なりとして、終に我に聽くことなし、如何といふを以てせらる」（『通航一覧』卷137、p.27）ということで、対馬藩としては、交渉経過のすべてを幕府に報告して、指示を仰いだ上で交渉に臨むべきであるという姿勢をとった。

これを受けて幕府では、対馬藩が提出した資料を検討した上で、日本人の竹島渡海はこれまで通りとし、朝鮮人の渡海も認めるという妥協案を示す。しかしそれでは双方が入交って密貿易の懸念もあるということで、対馬藩はその場で直ちに疑問を表明する。

その上で対馬藩としては、「本邦竹島」に毎年日本人が渡海しているのに、これまで一度も朝鮮人に出会うことがなかったのに、近年になって朝鮮人が渡海してくるようになったのはおかしい、朝鮮人の竹島渡海は禁止してほしいとする見解を提出した。

一方、幕府では12月24日に老中阿部豊後守から、渡海していた米子町人が属する鳥取藩に対して7か条の質問を発した。その第1条は「因州伯州江付候竹島はいつの頃より両国之附属候哉」というもので、鳥取藩はその翌日に「竹島は因幡伯耆附属にては無御座候」と回答した。この回答が幕府当局者に日本人の竹島渡海の禁止を決断させる根拠となる。

1696年（元禄9）1月9日、阿部老中は対馬藩家老平田直右衛門に幕府の見解を伝えた。そこでは、「渡海し漁をしたまでのことであって、朝鮮の島を日本に取ろうというわけではない。島には日本人は住んでいない。……それは朝

鮮国の鬱陵島のようである」「日本人居住者がいるのなら、こちらに取るべき島であり、いまさら渡し難いところであるが、そのような証拠もなく、こちらから構えていいださないようにしては如何であろうか」「もともと鮑を取りに行ったまで、無益な島であるところにこの件が結着し、年来行われてきた通交が絶えてしまうのもどんなものだろうか。御威光あるいは武威をもって談判に及ぶのも、筋違いのことといえるので事を進めるわけにはいかない」などと述べたのである（『公文録』所収「日本海竹島外一島地籍編纂方伺」附属文書第1号）。

また、同年1月28日の渡海禁止の達にあたって阿部老中が語った言葉として、「竹島の地図に属せりといへども、また我人居住の事なし、……今其地理を計るに……これ曾て彼が地界たる其疑なきに似たり、国家兵威を以てこれに臨まば、何を求むとして得べからさらむ、但無用の小島の故を以て、好みを隣国に失する、計の得たるに非す、しかも其初、是を彼に取に非ざる時は、今また是を返すを以て詞とすへからず、唯我人往き漁す事を禁せらるべきのみ」とある（『通航一覧』卷137、p.27）。

以上が「竹島一件」についての概略である。このことについて当事者である対馬藩において関係記録をまとめて『竹島紀事』を編集した越常右衛門は、同書の「あとがき」のなかで次のような感想を述べている。

「始にはもって日本の竹島なりとして彼國の船を容ることを禁し、終にはもって彼國に近く我が國に遠しとして、我が人の往て漁することを禁す、彼の人遜順の詞をもってこれに応する時は鬱陵の一句を除かんことを請ひ、彼の人彈劫の弁をもってこれを折く時はあへて其失ふ所をいわす、終に侵渉犯越の名を受けて自ら明らかにすること能はず、其地を我が所有となさんと欲して真に誠信の義を欠くか如くなる者あり」（『竹島紀事』あとがき）

簡にして要を得たまとめというべきであろう。この始まりは、鳥取藩からの申し入れを受けた幕府により、今後竹島へは朝鮮人の出漁を禁ずるという提

案であった。ところが最終的には、日本人の竹島渡海を禁止するという全く逆の結論で終結した外交案件である。その限りでは、池内敏がいうように、漁業の利用権をめぐる紛争であったということもできるであろう。

しかしながら、交渉のなかで問題になったのは漁業の利用権ではなく、鬱陵島の領有権をめぐってであった。「弊境之蔚陵島」の文言削除を要求した日本側に対して、朝鮮側はこれを拒否して鬱陵島は朝鮮の島であると明言し、竹島と称して日本人が渡海して漁をすることは「犯越侵渉」といって非難したのである。したがって、日本人の竹島渡海を「漁採いたし候と申す迄」とか「鮑取り参候迄」といつてますますわけにはゆかないものがあったのである。島の周辺海域における漁業の利用権は、島の領有権に従属したかわりをもつものというべきであろう。そのこともあって、日本では「竹島一件」といっているのに對して、朝鮮では「鬱陵島争界」として領有権紛争であったとする立場をとる。

また、外務省パンフレットがいうような幕府が朝鮮との友好関係を尊重して、日本人の鬱陵島渡航を禁止する方針を決めたというのも、日朝交渉の全過程からすれば、一面的な理解といわなければならない。交渉が3年もかかってゆきづまつたのは、対馬藩の鬱陵島領有権にかかる横車としかいよいの要求にあった。幕府としての見解を問われた阿部老中は、「竹島の地図に属せりといへども」と日本の領有について言及しつつも、「曾て彼が地界たる其疑なきに似たり」との認識も同時に示していた。したがって、「国家兵威をもって臨まば、何を求むとして得べからさらむ」と発言している。しかしその反面では、「御威光あるいは武威をもって談判に及ぶのも、筋違いのことといえるので事を進めるわけにはいかない」とも述べるのであった。つまりは、「無用の小島の故を以て、好みを隣国に失する、計の得たるに非す」ということであった。この始まりは日本側からの問題提起であるから、どのようなかたちで終局させるかも日本側の責任である。領有権については「こちらから構えていいださないようにしては如何であろうか」「今また是を返すを以て詞とすへからず、唯我人往き漁す事を禁せらるべきのみ」と、出漁禁止を指示して結着を図つたのである。苦しまぎれともいえる打開策の決定で、案件を軽く取扱うことでの面をしのいだ姿を「幕府が朝鮮との友好関係を尊重して」ばかりいうのは、

当を得ない評価とみるべきであろう。

3 安龍福事件再考

竹島一件の外交交渉は、安龍福らの朝鮮送還から始まる。

1693年（元禄6）4月、竹島（鬱陵島）に出漁した伯耆国米子の大谷船は、同島で操業していた朝鮮人の安龍福、朴於屯の2人を米子に連行して帰り、鳥取藩に善処を訴え出た。これを受け、鳥取藩が幕府に竹島渡海の権益保護を願い出ことから、幕府は対馬藩を通じて竹島への朝鮮人出漁禁止を朝鮮側に申し入れた。竹島一件の開幕である。そのさい、連行してきた朝鮮人2人は朝鮮側に送還されるが、そのなかの安龍福は、1696年（元禄9）5月に再び鳥取藩領にやってくる。

このため、安龍福の来日について、池内敏は1693年と1696年の再度を含めて「広義の安龍福事件」と呼び、1696年の場合だけを取上げるときは「狭義の安龍福事件」とする（「竹島／独島＝固有領土論の陥率」『RATIO』25号、2006年。「安龍福と鳥取藩」、『鳥取地域史研究』10号、2008年）。また朴炳涉は、1693年の場合を「第一次渡日事件」、1696年のものを「第二次渡日事件」としている（『安龍福事件に対する検証』韓国海洋水産開発院、2007）。しかしながら、安龍福が日本に来たことは共通しているにしても、1693年の場合は自らの意思とは関係のない拉致連行であり、1696年は主体的意思にもとづく日本への渡航であるから、同一人物が関係する「渡日事件」であるからといって、広義・狭義といつて一くくりにしてしまうのは問題であるし、一次・二次とするのも如何かと思われる。

これに対して韓国の宋炳基は、『竹島（独島）・鬱陵島歴史研究』（新幹社、2009）のなかで、1693年については「安龍福の日本被拉」、1696年の場合は「安龍福の日本密航」として、明確に区別している。私の意見もこれに近く、拙著『竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史』（多賀出版、2000）のなかで述べている。

それはともかくとして、本稿では、安龍福関係の研究で誰もが言及していない問題について検討したいと思っている。

第1は、隠岐代官所・鳥取藩での待遇についてである。

鳥取藩から安龍福を引渡された対馬藩は、鳥取藩で「客人」扱いをしていたものを「質人」として処遇する。何故に鳥取藩では客人扱いをしたのか、このことについて言及した研究はない。研究がないだけでなく、そのことは無視してきているといってよい。これまでの研究で言及されなかったのは、その理由を明らかにするに足る史料が乏しいことも事実であるが、さりとて無視してよいということではないはずである。

(1) 隠岐代官所での処遇

1693年（元禄6）3月、竹島から連行された安龍福らは、米子への途中に隠岐に立寄った。隠岐代官所は大谷船の船頭に「唐人の口上書」の提出を命じたところ、船頭が断ったため、代官所が村々庄屋の立会いで直接にまとめた。この口上書に船頭の加判を求めたが、その申し出も断られている。

しかし「其後ハ御番所ヨリ唐人ニ酒一樽被遣候」ということで、3日後に隠岐を出て米子に帰着する。当然に隠岐代官所が伯耆国米子の船が連行してきた朝鮮人に、どうして酒1樽を贈ったかが問われるべきである。しかし船頭口上書の他には何の記録も残っていない。岡嶋正義の『竹島考』では、「此度朝鮮人ヲ押テ誘引セル始末等委シク吟味」と記しているが、安龍福の一方的な発言を記録しただけのように思える。

この場合、参照されるべきは、前年の1692年（元禄5）に村川船が初めて竹島で安龍福ら朝鮮人に出会った時の記録である。村川船の船頭平兵衛と黒兵衛が連名で「乍恐口上之覚」をまとめて、鳥取藩に提出している。そのなかに次のような記述がある。

「而何国之者と相尋候得者、ちやうせんかわてんかわじ村之者と申候故、此島之義公方様より拝領仕、毎年渡海いたし候島にて候所ニ何とて參候やと尋候へは、此島より北ニ当リ島有之、三年ニ一度當て國主之用にて鮑取ニ參候、國元ハ二月廿一日ニ類舟十一艘出舟いたし、難風に逢五艘ニ以上五十三人乗し、此島へ三月廿三日流着、此島之様子見申候ハ鮑有之候間、致逗留鮑取上ヶしと申候、左候は、此島を早々罷立候様ニと申候へ共、舟

も少損じ候故、造作仕調次第二出舟可仕候間……」

またこの時のこととして岡島正義の『因府年表』には、「村川が船人ども大に憤りを起し、其内の異客二人を拿して此方の船に乗らしめ、さて申聞候様は、元来当島は銘々家へ日本の將軍様より拝領して、数十年來致通船候処、今年濫りに汝儕ともがら數來して及狼藉わらじぬる條、奇怪のふるまいとて強く彼等を叱責せし上にて揚陸せしめ……」とも記している。

自分たち日本人が「將軍様より拝領した島」であり、そこへ勝手にやって来て鮑を取るのは許せない、早々に退去するようにと強い言葉で叱ったのは事実であろう。そしてその翌年にも再び出会ったことから、「重而此島へ渡り猶いたし候儀堅無用之段、おどしきり段々申聞候」ということで、翌年には2人の朝鮮人を米子に連行したのである。

安龍福が日本語に通じているといつても、船頭による叱責の言葉がどれほど正確に理解されていたかはわからない。船頭の口上書の限りでは、日本語での応答はできているといってよい。したがって、隠岐代官所での取調べにあたって、大谷船による拘留と連行の不当性について自分の立場を主張したであろうことは想像できるところである。そうでなければ、離別にさいして代官所が酒を贈るなどということは考えられない。代官所としては安龍福の主張をもっともだと了解して、失礼したという気持で酒を贈ったものと思われる。

このことについて朴炳渉は、代官所への報告のために「朝鮮人口述書」を作成したが、そこでは「安龍福は武陵島を朝鮮領とする類の主張はしなかったようである」と述べている（『安龍福事件に対する検証』p.30）。

これに対して宋炳基は、「鬱陵島から我国までは1日程なのに対して、日本までは5日程もかかるので、（鬱陵島は）我国の所属ではないか。朝鮮人みずから朝鮮の地へ行くのに、どうして拘禁するのか」と、自分を拉致拘禁した不正当性について抗議したとみる（『竹島（独島）・鬱陵島歴史研究』p.42）。慎鑑廈も「朝鮮人が自分の國の地に入っただけなのに、何故に拉致したのか、と抗議した」といつている（『史的解明 独島（竹島）』p.75）。隠岐そして伯耆国米子で安龍福が主張したとすれば十分考えられるところである。そのことが、前述

したように、隠岐を去るにあたって代官所が酒一樽を贈った理由ではなかろうかと思われる。

（2）伯耆国米子での処遇

3月27日に米子に連行された2人の朝鮮人は、船主である灘町大谷九右衛門宅に収容され、6月1日に鳥取城下に移動するまでの2か月余を過す。米子では、城主荒尾大和の家臣団から作廻人がつけられ、足輕2人が警固に当った。取調べは家老の荒尾大和と別家の伯父である荒尾修理によって行われ、4月28日に調査を終り、同30日に鳥取の藩庁から江戸の藩邸に「唐人の口書、並に所持候書三通」が送られた。取調べに1か月もかけているが、実際に行われたのは2~3日ではないかと思われる。なお、ここで江戸藩邸に送られた「唐人の口書」と「所持候書三通」の内容はわからない。考えられることは、前述した隠岐代官所での陳述内容についてである。鬱陵島が朝鮮領であると申し立て、拉致や拘禁の不当性についてに抗議したと思われる。

1か月の取調べ期間を終って、鳥取藩の『控帳』には、5月11日の條として「アンビンシュン氣晴に出可申、色々わやく申候由、修理迄申来候得共、外に出候事無用と差図申事、且又酒食申度由候得共、是又晝夜に三升より上は無用の由申達候事」とある。

安龍福らが「色々わやく申候」と不満を表明するなか、散歩の外出は許可しなかつたが、飲酒は「晝夜に三升」までを認めたことは、竹島を侵犯した罪人扱いにはしていなかったと思われる。それだけではなく、重要なことは安龍福の陳述が鳥取藩がかかわっている竹島渡海事業に転換をさせるきっかけをついたことである。宋炳基は次のように述べている。

「鳥取藩が安龍福を調査して以来、安龍福と彼の主張に対する同藩の認識が変化し始めたのを見てとることができる。安龍福を拉致した当初は彼を竹島漁場を侵犯した罪人として縛ったのであるが、調査後は彼を処罰しないばかりか、罪人としては扱わず、幕府への報告書には、朝鮮人の竹島出漁を禁止してほしいと要請したのみであった。……鳥取藩はかえって彼

を恩人と考えるようになったのである」(同上書 p.45)

「さらに注目されるのは、同1693年5月21日、拉致事件に関連して幕府の勘定頭松平美濃守が鳥取藩の江戸藩邸へ竹島漁業に関する質問をおこなった時に、鳥取藩が5月22日付回答で、竹島ははなれ島にて人住居は不仕候・尤伯耆守支配所にても無之候と報告したことである。この報告で鳥取藩は竹島領有を否認したのであるが、これは鬱陵島と子山島（千山島）が朝鮮領であるとする安龍福の主張と一脈通じる」(同上書 p.45)。

当初は「罪人として縄で縛った」とか、「鬱陵島と子山島が朝鮮領である」とか、いささか疑問とするに足る文言もみられるが、宋炳基の推測に私は同意するものである。

米子で取調べが終るのは4月28日であり、5月11日には1日3升までの飲酒を許可している。幕府が朝鮮人の長崎移送を指示したのは5月13日で、国元へは5月26日に届けられている。その一方で幕府は5月21日に前述した質問を鳥取藩に行っている。江戸の藩邸では、即答できる項目については翌日に回答し、国元に照会する必要のある項目に関しては6月27日に回答書を提出した。この回答書のなかで竹島渡海事業の詳細が記されたが、「竹島ははなれ島にて人住居は不仕候、尤伯耆守支配所にても無之候」としたことは重要である。鳥取藩では、竹島渡海は幕府の特別許可のもとでなされており、竹島は鳥取藩のものではなく、幕府の管轄下にあるということを明確に認識したわけである。

のことによって、鳥取藩の竹島渡海事業に対する姿勢は明らかに変ったのである。変化のきっかけをつくったのは、その時行われていた米子での安龍福の取調べであったとしなければならない。取調べが終ったところで、一日3升までは飲酒してもよいとしたことなど、通例では考えられないことである。

それだけではない。米子から鳥取城下へは6月1日の移動であるが、2日間にわたる移動にわざわざ医師を同行付添わせている。さらに6月7日に長崎に向けて陸路で送られた時には、藩士2人の使者のほか、「医師、御徒方5人、^{あしがる}軽卒御小人若干、脚力」それに料理人までも付けて、総勢16人の行列を組んでいる。鳥取藩は餞別として「布、木綿、衣類」(対馬藩長崎屋敷での取調べでは、

布帷子(7)、湯かた(1)、風呂敷(2)、鏡(1)、唐笠(1)、布手拭(3)、煙器(2)、皮多葉粉入(2)、布帯(1)、木綿布子(1)、布足袋(2)、かや(1)など)を贈り、道中は安龍福らを駕籠に乗せ、「一汁七八菜程」といわれている食事を供していたのである。こうした歓送について、『竹島考』の著者は「実に希有の変事なり」と評している。

鳥取藩のこうした厚いもてなしについて、宋炳基は安龍福が鳥取藩に対して大きな貢献をしたことが背景にあるとして、次のように述べている。

「それは竹島渡海事業や海禁問題に関連するのではないだろうか。安龍福が明らかにした鬱陵、子山島は朝鮮領であるという事実は、鳥取藩において法的な根拠なしに私的に非正常な方法でなされている竹島渡海事業が海禁にさらされ、大谷、村川両家をはじめとして、公儀御目見などで両家の渡海事業を支援している藩や藩主でも、苦境に陥りかねない危うい立場に置かれている実情を悟らせたのであろう」(同上書 p.52)

米子町人は1694年（元禄7）にも竹島渡海を試みたが、難風のため途中で引返している。そしてその年11月には、来春の渡海のために必要とする資金貸与を鳥取藩に願い出るとともに、併せて朝鮮人が島にいた場合はどうしたらよいかと尋ねている。これに対して藩当局は「費用借用の儀は度々の事なるを以て許可せず、渡海の事は商売の勝手たる可く、朝鮮人在島の節の処遇は差圖に及び難し」と、これまでにないきびしい態度で回答している。

竹島への渡海は1692年（元禄5）以来も行われてきていたが、朝鮮人が先に来ている関係で島には上陸できず、米子町人の船は空しく引返していた。したがって、藩当局としても、資金貸与しても返済の見込がないとして貸与を断つたとすることもできる。しかし鳥取藩としては朝鮮人の竹島渡海禁止を願い出ている時のことである。それにもかかわらず「渡海の事は商売の勝手たる可く」「朝鮮人在島の節は差圖に及び難し」というのはこれまで米子町人と一体的に実施してきた竹島渡海事業について、見直しを迫られた鳥取藩のきびしい姿勢を見ることができる。

(3) 安龍福の抗議来藩—隱岐

1693年（元禄8）6月7日に安龍福らは鳥取を出発、陸路をとて30日に長崎に到着、長崎奉行所に送られた。幕府より対朝鮮外交を担当する対馬藩に引渡すことを命じられるのは8月13日で、9月3日に対馬着、11月2日に対馬藩の使者とともに釜山の倭館に入り、12月10日の竹島一件交渉の開始にあたって、朝鮮側に引渡されるのであった。

それまで丁重なもてなしの「客人」扱いであった鳥取藩の接遇に対して、対馬藩では「質人」とされ、罪人扱いの処遇に変る。そして鳥取藩でもらった布、木綿、衣類なども取り上げられ、きびしい監視のもと朝鮮人宿に押し込められた。こうした対馬藩での虐待が、3年後に渡日を決意させる原因の一つになっていると、朴炳涉はみている（前掲書p.20）。

1696年（元禄9）5月18日に、安龍福は隱岐にやってくる。狂風にあって漂流して隱岐に着いたと、安龍福は帰国後に述べている。前回大谷船で連行されて来た時には、代官所の取調べの後に酒樽を贈られるなどで好印象をもっていたものと思われる。そのこともあって、伯耆国へ行く途中に立寄ったとも考えられる。村上家文書の「元禄九丙午年朝鮮舟着岸一卷之覚書」によると、隱岐に来た安龍福は、干鮑6包を土産に持参し、1包は大久庄村屋へ、5包は代官所役人へ「心入れ」と称して手渡ししている。この土産品は受取ってもらえず返却されているが、さらにその時の書簡の奥に「生菜、青菜、実菓請」と記して、隱岐の側から「苔（たいまつ）、ねふか、榧実（かやのみ）、芹（せり）、生姜」などをもらっている。また持参した米がなくなり、夕飯を食べていないと申し出したことから、大久庄村屋は船中を調べて3合の米しか残っていないことを確認した上で、凶年で需給がきびしいなかで村内から米をかき集めて4升5合を、さらに西郷の代官所が届けてきた1斗2升3合の米を提供した。そのさい安龍福が、漂着船は救助して振舞うのが当然であると述べたのに対して、大久庄村屋は、漂着したのであれば救助するが、伯耆州に訴願するためである以上、飯米は用意できているはずだといって、一度は申し出を断った上で米を与えている。さらに毎日西風が強く、ゆれる船中では物書きができないので上陸させてほしいと申し出て、海に近い百姓家を借りて安龍福ら4人が入居して

訴訟のための下書きをまとめたという。

以上のように、隱岐では安龍福らのために破格といってよいもてなしをしているのであり、伯耆国へ向う準備も整えることができたといってよい（拙稿「隱岐の安龍福」『北東アジア文化研究』第22号、2005年）。

5月20日に安龍福らを取調べた時の村上家文書の記録でもっとも注目すべきは、「朝鮮八道之図」なるものを持っていたことである。これは8枚の道別地図ではなく、八道を列挙した一覧表のこと、竹島・松島が江原道に属する朝鮮の領土であることを日本側に主張するためのものであるとしなければならない。

隱岐国に朝鮮の船が着岸し、「願いの儀」があるために伯耆国へ行くつもりであるということは、6月5日に鳥取藩に伝えられ、国元から連絡を受けた江戸藩邸は13日に幕府に届け出た。

(4) 安龍福の抗議来藩—鳥取藩

安龍福らが隱岐を出発して伯耆国赤崎に現れるのは6月4日である。鳥取藩から急派された御船手役人が出会うのは因幡国長尾鼻であり、朝鮮船を青屋（現在の青谷—編集委員注記）の港に引入れ、番船をつけて警固した。安龍福の船には、「朝鬱両島監税將臣安同知騎」などと記した旗がかかげられており、隱岐に着岸した場合とは異なっている。青屋港では番船をつけて警固したというが、実際には朝鮮人たちは上陸して村民と交流し、花田季進士と署名した揮豪8枚を村民に与えたりもしている。

鳥取藩では役人を派遣して「竹島の儀に付訴訟に參り候旨」を問い合わせたが、言葉が通せず通訳をつける必要があり、藩儒辻晩庵を派遣して千念寺で対談したが、竹島の件で訴訟に来たようでもないということであった。

6月8日に鳥取藩御普請奉行らが青屋に行き、「居所も悪敷候故」ということから、12日には全員を加露に迎え入れている。これは、そのための打合せであったと思われる。青屋では船中の生活であったのであるから、加露に移し東善寺に収容したことは大きな待遇改善であった。そして21日の城下入りである。『竹島考』では「鳥取へ御迎」として「伝馬九疋ヲ被遣」と記しているが、9

疋の伝馬では2人分が不足する。そのためか『因府年表』では「安同知、季進士兩人は乗興なりしや」と注記している。安龍福は「青帖裏の官服を着て、黒布の冠をかぶり、皮の靴をはき、轎に乗り、他の者は馬に乗った」と備辺司で供述していることが『朝鮮王朝実録』には記してある。このように安龍福らは威儀を正して城下入りをし町会所の宿舎に入るが、鳥取藩は馳走役をつけて供応に当った。

ところで、鳥取藩庁から江戸藩邸への報告は6月13日であり、次いで22日に第2報が届けられているが、青屋から加露への廻航、21日の城下入りにしても、江戸藩邸からの指示を待たないで、すべての地元の藩庁だけの判断で行われているのである。そのなかで幕府の沙汰として「異客をばそのまま船へ差置候様にとの御沙汰の趣が……仄かに相聞候故」ということで、鳥取藩としては湖山池の青島に仮小屋を作つて異客を収容することになる。

鳥取藩国元のこうした対応について、宋炳基は次のように解釈している。

「鳥取藩が幕府の承諾なしにこのように取りはからったのは、単に安龍福らを外交使節と見たためという理由だけでは説明しきれない。それは、鳥取藩が海禁にふれる危険にさらされるのを悟らせてくれた安龍福が3年ぶりに訪ねて来たのを歓迎したためであると思われる。その船に警備をつけて監視せよとの幕府の指示にもかかわらず、青島に仮屋を建てて移したのも安龍福に対する鳥取藩の配慮と見るべきである。安龍福が鳥取藩を通して対馬藩の不法や非理を閑白に告発することにしたのも、鳥取藩の配慮に対する期待があったためと思われる」（前掲書 p.70）

ところで拙著『竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史』の中では、もっぱら岡嶋正義の『竹島考』『因府年表』その他鳥取藩政史料の『御用入日記』などを利用して、鳥取での安龍福一行の動静を記述した。これに対して池内敏は「内藤見解はいずれも実証的に成り立たない」と批判する。その基本になっているのは、安龍福一行が城下に立ち入っていないということである。池内は、城下に外国人が通行する場合は必ず交通規制が発令されるにもかかわらず、安龍福

らの記録がないのは城下入りの史実がなかったからであり、内藤が「6月から8月初に到る鳥取藩政史料に意図的な書き漏らしがあるかの如く述べるが、それは史料の誤認である」といって、安龍福一行は加露東禪寺から直接に湖山池に移送されたとする。

鳥取藩の『御用入日記』には、『朝鮮人青屋ニ差置候而者居所も悪敷候故、加露へ寄廻し東禪寺江被入置候段』と幕府に伺い出たところ、幕府は6月22日付で「東禪寺江上ヶ被置候事御無用候事、早速御国江被御遣、其併船中ニ被置候様之御事にて」と回答している。この指示が国元に届く前の6月14日に朝鮮人一行を加露に移し、さらに21日には城下入りさせて町会所に収容したのである。湖山池の青島への移送は7月17日であった。

こうした鳥取藩の対応は幕府の方針に反するものであり、幕府が知れば大変なことになる。そのため江戸藩邸が幕府の指示を国元に伝えるにあたって、「仄に相聞え候」ということで内々に処理したものと思われる。そのためもあって、藩政史料では城下入りの6月21日までは詳細に記述しているにもかかわらず、21日を最後に、8月6日安龍福一行の帰国に至るまでの50日間については簡潔にまとめるかたちをとっている。私は記録を残したのでは、幕府にはばからるために削除したものと考えたが、池内敏は「そもそも史実が存在しなかつたから記録のしようがなかっただけである」と断言する（前掲論文 p.22）。

しかし6月21日の加露への移動から8月6日の帰国までの50日間については、7月17日の青島移送を除いて記事らしい記録は何もない。「仄に相聞え候」という幕府老中指示についても、8月4日の国元着信があるだけである。池内敏の論証は主として鳥取藩政史料の『御右筆日記』にもとづいているが、6月22日の青島から加露への移送上申に対して、23日には幕府老中から、一行は船中に留め置き陸に上げる必要はないとの指示がだされている。このため鳥取藩としては、一行を郊外の湖山池に移すこととし、7月17日に加露から移送する。池内敏はこのことについて、「東禪寺は湖山川沿いにあり、川をそのまま遡上すればただちに湖山池であった。移動には何らの障害もなかったはずである」といっているが、東禪寺に収容することは「無用」とされ、「其併船中ニ被置候様」といわれたのであるから、寺から外に出して加露港につないでいる船中

に閉じ込めることもできたはずであるが、それをしないで湖山池に移送したのは何故かという問題が残る。しかも湖山池では、池のなかにある青島にわざわざ仮小屋を建てて一行を住まわせているのである。このことは「其仮船中ニ被置候様」にという幕府老中指示は無視されたわけである。鳥取藩は何故にそこまで安龍福一行に対して配慮したのであろうか。その上加露から湖山池に移送することについても、池内敏がいっているように東禪寺から湖山川をさかのぼれば湖山池に至ることはたしかであるが、「移動には何らの障害もなかったはずである」といいきくことができるかどうかは疑問である。8月6日に一行が帰国するにあたって、湖山川は水量が少なく船の通行ができなかったことから、鳥取藩では川底を掘って船を出したというから、7月17日の加露からの移送も容易ではなかったものと思われる。したがって、加露から湖山池への移送も、加露港に係留してある船だけを曳いて湖山川をさかのぼることも十分に考えられる。一行11人はすでに城下の町会所に入っているから、陸路で湖山池の青島に行くことも想定できることである。

池内敏は、さらに一行の城下入りについても、事前の交通規制が発令されていないことを理由にして、こうした事実はなかったという（『安龍福と鳥取藩』、『鳥取地域史研究』第10号、2008）。しかし鳥取藩としては、すべての安龍福関係記事を消去した以上、城下入りの交通規制だけを例外とするわけにはゆかなかったはずである。他の関係記事と同様に削除したから記録として残されなかつたといえないだろうか。城下入りがなかったとすれば、6月21日から湖山池移送の7月17日まで1カ月近くを加露の東禪寺で過したことになる。それでは長すぎはしないだろうか。幕府は「東禪寺江上ヶ被置候事御無用候事」と指示していたのである。それはともかく『竹島考』や『因府年表』では、6月21日を最後にして、8月6日までの50日間は簡潔にまとめるかたちになっており、私は、明らかに異常な記述内容となったのは、鳥取藩の対応を記録として残すには不都合であると認めたからであると考えた（拙著 p.106）。

さらに安龍福が訴訟目的で鳥取藩をめざしたのは何故かの問題がある。

池内敏の説は、「日本へ渡航しようとした背景には、元禄6年の時に對馬藩から受けた冷遇に対する不満があり、當時厚遇を与えてくれた鳥取藩に対する

解決への期待があった」とする（前掲論文 p.26）。

これに対して朴炳渉は、「冷遇を受けたことを訴えるだけの目的で、海禁を犯してまで日本へ行くだろうか」と疑問を提出する（前掲書 p.40）。安龍福は自分を監禁した対馬藩に対する怨みと、幕府の命を偽って海産物の豊富な鬱陵島をめぐって争いをもちこんだ対馬藩の奸計に義憤を抱いていたわけである。さらに1695年にも出漁して日本人と鬱陵島で出会ったので、日本人の朝鮮領への渡航はどうしても止めさせたいと決心し、鳥取藩ないしは幕府に対する訴訟を起すこととし、1696年に実行したとする（前掲書 p.93）。

安龍福の訴状の内容は、宋炳基によると(1)伯耆州から鬱陵・子山両島は朝鮮領であるとする書契を受けたが、対馬藩に奪取された、(2)対馬藩は幕府の命令を口実にして鬱陵島を取ろうと中間で策を弄している、(3)対馬藩は朝鮮が日本に送る物資を減量、再包装して転売している、と指摘する（前掲書 p.71）。

訴状そのものは、隠岐で執筆したものと思われる。安龍福ら4名の朝鮮人は、村役人と交渉して百姓家を借りることができた。帰国後に安龍福は次のように語っている。

「急に狂風に遭い、漂流して玉岐島に着いた。島主がやってきた理由を問うたので、近年ここへ来て鬱陵、子山島を朝鮮の地と定め、関白の書契までもらったのに、この国では定式がなく、今まで我が地を侵犯した。これは何の道理かといった。すると伯耆州に伝えるといった」（『肅宗実録』肅宗22年9月25日）

隠岐に立寄り、鳥取藩を通して対馬藩の不法や非理を関白に告発することにしたのも、3年前に鳥取藩に連行された時の厚遇に対する期待があったからであるとみることができる。

ところで安福龍の上訴文提出についてである。1697年（元禄10）2月に、対馬藩主が東萊府史に行った質問のなかで、「去秋、貴国人呈單ノ事アリ、朝令ニ出ヅルカ」と述べている（『肅宗実録』23年2月乙未条）。これに対して東萊府史は「漂風ノ愚民ニ至リテハ、設ヒ作為スル所アルモ、朝家ノ知ル所ニ非ズ

シテ」と答え、翌年3月の文書には「呈書ノ事ニ至リテハ誠ニ其ノ妄作ノ罪アリ」と記している(『朝鮮通交大紀』p.287)。安龍福による訴状提出は外交の場で問題にされたのであるから、提出は事実としなければならないであろう。

しかし対馬藩から冷遇されたことに対する不満を訴えるためにだけで、日本にやってきたとする池内敏の場合は、事実を訴えるためには自身が当事者であることを示す必要があることから、証明書として「朝鮮八道之図」を持参したとし、「領土問題とはまったく無関係」であると強弁する(前掲論文 p.10)。「朝鮮八道之図」に竹島・松島が記されていることをもって、対馬藩から受けた自らへの冷遇に対する証明書とするという発想には多分に無理がある。行動は国禁を破る決断を必要とするのであるから、それなりの理由がなければならない。

〈参考文献〉

- 内藤正中『竹島(鬱陵島)をめぐる日朝関係史』、多賀出版、2000年。
- 内藤正中「隠岐の安龍福」、『北東アジア文化研究』第22号、2005年。
- 内藤正中・朴炳渉『竹島=独島論争』、新幹社、2007年。
- 内藤正中・金柄烈『史的検証 竹島・独島』、岩波書店、2007年。
- 内藤正中『竹島=独島問題入門—日本外務省「竹島批判」』、新幹社、2008年。
- 池内敏『大君外交と「武威」』、名古屋大学出版会、2006年。
- 池内敏「隠岐村上家文書と安龍福事件」、『鳥取地域史研究』第9号、2007年。
- 池内敏「安龍福と鳥取藩」、『鳥取地域史研究』第10号、2008年。
- 朴炳渉『安龍福事件に対する検証』、韓国海洋水産開発院、2007年。
- 朴炳渉「安龍福事件と鳥取藩」、『北東アジア文化研究』、第29号、2009年。
- 宋炳基著、朴炳渉訳『竹島(独島)・鬱陵島歴史研究』、新幹社、2009年。

日露海戦と竹島=独島の軍事的価値

朴炳渉

(竹島=独島問題研究ネット 代表)

Naval Battles in the Russo-Japanese War
and Military Value of Dokdo=Takeshima

PARK Byoung-sup

キーワード: ウラジオ艦隊 (Vladivostok Fleet)

竹島=独島望楼 (watchtower at Dokdo=Takeshima)

リヤンコ島編入 (incorporation of the Liancourt rocks)

1 はじめに

1904年2月8日、日本海軍が旅順港などを攻撃して日露戦争は始まった。旅順港はロシア太平洋艦隊の母港である。この軍港が日本海軍によって封鎖されたので、その後はバルチック艦隊が極東へ来るまで本格的な日露海戦がなかつたと思われるがちであるが、実はその間にも海戦があった。ロシア太平洋艦隊は旅順だけでなくウラジオストックにも支隊があり、戦艦はないものの巡洋艦4隻が配備されていた。このウラジオ艦隊が緒戦において日本海軍の輸送船をしばしば沈めたり、時には東京湾入口にまで出撃して日本に大きな脅威を与えた。本稿ではこうしたウラジオ艦隊の軍事行動や日露海戦の推移、日本海軍の対応策を見ることにする。この対応策の一環として鬱陵島および竹島=独島の軍事的価値が重視され、両島に望楼が建設された。その一方で竹島=独島の軍事的価値を重視した外務省政務局長の積極行動が竹島=独島を日本領へ編入する原動力となった。こうした過程も本稿で見ることにする。なお、本稿で引用した

し、倭敵の侵入に備えたとされる。その4大門の中の南門として1993年12月に復元された。その後、東門である東漸門、西門の西城門が復元され、北門である北望門が復元されることになっている。

9) 望華樓（マンファル）

錦城館の正門。日帝時代に取り壊されたが、新たに復元された。

10) 黒住猪太郎邸

日本植民地時代に羅州の代表的な地主であった日本人黒住猪太郎が、1935年ごろに直接日本から輸送した資材で建てた家。当時の日本様式を見せてくれる代表的な建物である。改修事業にあたって、姉妹都市である倉吉市が屋根瓦を提供し、改修工事のアドバイスも行っている。

訃 報

内藤正中先生ご逝去のお知らせ

元鳥取短期大学北東アジア文化総合研究所所長 内藤正中先生（島根大学名誉教授）は、2012年12月16日に83歳で永眠されました。ここに謹んでお知らせしますとともに、哀悼の意を表します。なお、本号掲載の内藤先生の論説は、第36号のために昨年9月にご寄稿いただいたものです。

編集後記

第36・37号をお送りします。なお、本号から編集後記を付すことにいたしました。その理由の一つは、本号発行遅延の事情について説明してお詫びを申し上げるためです。もう一つは、これまでに読者諸氏から何度か本誌の編集方針、各号の編集意図などについて尋ねられることがあり、編集後記でそれらにお応えしていきたいと考えたからです。

発行遅延につきましては、たまたま第36号の投稿申込者から辞退が相次いだため、受理した原稿だけで発行するか、発行時期を延期するかで編集作業が一旦中断となり、紙面構成も勘案した結果、次号と合併して今春3月に刊行することになったためです。締切期日を守つて投稿いただいた方に誌上で重ねてお詫び申し上げます。

次に、本誌編集の基本的な方針を説明いたします。当研究所は1994年3月に、「環日本海文化を中心として、広く北東アジアの文化および自然に関する研究を推進し、もって学術研究と地域の発展に寄与することを目的」(研究所規程第2条)に、本学の付属施設として開設されました。研究所は、当時の環日本海交流の推進という地域課題を背景に、特に韓国の歴史と文化、日韓交流史の研究を主軸にして研究活動を行い、そしてそれを継続しながら今日に至っています。本誌は当研究所の機関誌として、学内外の研究員や研究協力者などの研究成果を発表する場を提供し、それを通じて上記の目的と使命を果たすことを第一義的な役割と考え、発行してまいりました。

今後は、これまでの研究を継承しつつ、新たな地域研究課題にも取り組み、地域間の学術交流を進めていく必要があると考えていますので、本誌の編集にも反映してまいります。関係各位の変わらぬご指導、ご支援をお願いする次第です。

(野津和功)